

3 自家用発電設備の取扱い

3.1 自家用発電設備の保全の必要性

3.1.1 自家用発電設備の点検、整備について

(1) 点検、整備の実施

自家発電設備が常用電源として、又は非常用電源として確実にその機能を発揮させるためには、設置後の定期的な点検、整備が不可欠である。

特に日常使用されない非常用自家発電設備では、長年の温度、湿度、塵埃、その他種々の原因により機能が低下する場合があります、いざ運転しようとするときに始動不良や機器の異常等が発生して設備が正常に作動できないことにもなる。

このような事態を避けるためには、発電設備の保全業務に精通した専門技術者により、設備を計画的に点検し、不良個所の早期発見、修理、補修を行い、常時設備の機能維持が図られていなければならない。

また、点検、修理等を行った場合はその記録を保存し、将来の大規模修繕、構成機器の更新計画に役立てられるようにすることも必要となる。

(2) 関係法令による点検基準等

自家発電設備の内、消防用設備等の非常電源又は建築設備の予備電源として設置される非常用自家発電設備は、関係法令により保守点検の基準等が定められ、点検が義務づけられている。

① 電気事業法

非常用であるか否かに拘わらず、事業用電気工作物に該当する自家発電設備の設置者に対して、設備の維持管理を行うために保安規程を作成し、保安規程の中で定める基準により設備の保全を図ることを義務づけている。

② 消防法

消防用設備等の非常電源として設置される自家発電設備の保全に関し、点検基準（告示）及び点検要領（通知）が定められ、これにより定期（6ヶ月と1年）に設備を点検し、その結果の報告（1年又は3年）を義務づけている。

③ 建築基準法

特定の建築設備の予備電源として設置される自家用発電装置について、点検とその結果の報告を義務づけている。

次頁の表 3.1.1 に電気事業法、消防法及び建築基準法で定める非常用自家発電設備の点検等に関する規制の概要を示す。

表 3.1.1.1 電気事業法、消防法及び建築基準法による非常用自家発電設備の点検等

		電気事業法	建築基準法	消防法	
対象建物	電気工作物 (需要設備)	特定建築設備等であって、安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの及び特定行政庁が指定するもの	国、都道府県又は市、建築主事を置く市町村の建築物の特定建築設備等	防火対象物で消防長又は消防署長の指定するもの	左記以外の防火対象物
対象設備	非常用予備発電装置	自家発電装置	自家発電装置	自家発電設備	
点検内容	日常巡視 日常点検 定期点検 精密点検	検査(損傷、腐食その他損傷、腐食、その他の劣化の状況を含む)の点検	機器点検 総合点検		
監督		選任された電気主任技術者			
点検者	設置する者	建築士又は建築設備等検査員	消防設備点検資格者	関係者	
期間	保安規程(自主)	特定行政庁が定める期間(6ヶ月～1年)	1年以内ごと	6ヶ月(機器点検)及び1年(総合点検)	
報告	-	-	1年に1回 (特定防火対象物)	3年に1回 (左記以外の防火対象物)	
基準	保安規程(自主)	検査の項目、事項、方法並びに判定基準並びに検査結果表を定める件(告示)	点検基準 点検要領	(告示) (通知)	
罰則	技術基準適合命令	定期検査報告違反 (100万円以下の罰金)	-	点検結果報告違反 (30万円以下の罰金又は拘留)	